

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務の委託について
----	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部保育園子ども園課）

## 事業の概要

事業名	新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務																						
担当課	保育園子ども園課																						
目的	早稲田南町第2アパート跡地（早稲田南町36番地）に早稲田南町保育園分園を開設することにより、保育園の受入れ枠を拡充し待機児童解消を図る。																						
対象者	0歳から5歳までの保育に欠ける児童																						
事業内容	<p>1 委託の経緯            本業務委託の対象地域は、待機児童数が多く保育施設の不足が深刻な状況であり、定員の拡充が喫急の課題となっている。            そのため、平成27年2月19日に開催した「新宿区次世代育成支援推進本部（※）による会議」で、早稲田南町第2アパート解体後の跡地を使用して、早稲田南町保育園の分園を設置するという方向性について了承された。このことを踏まえ、同跡地に早稲田南町保育園の分園を設置し、平成28年4月1日から、民間事業者への保育業務委託による運営を行うこととする。</p> <p>※ 区長を本部長とし、次世代育成支援施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内組織（平成16年4月1日施行：新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱）</p> <p>2 開所日時            (1) 開所日 月曜日～土曜日            (2) 基本開所時間 7:30～18:30            (3) 延長保育時間 18:30～19:30（1時間延長）</p> <p>3 利用対象者            0歳から5歳までの保育に欠ける児童</p> <p>4 受入枠（利用児童数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>クラス</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入枠</td> <td>18人</td> <td>20人</td> <td>24人</td> <td>24人</td> <td>24人</td> <td>24人</td> <td>134人</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 保育料            新宿区保育所保育料徴収条例に定める額</p> <p>6 入所手続            他の区立保育園と同様に、区（保育園子ども園課入園・認定係）で受付を行い、区が入所審査を行う。</p>							クラス	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	受入枠	18人	20人	24人	24人	24人	24人	134人
クラス	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																
受入枠	18人	20人	24人	24人	24人	24人	134人																

**件名 新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務の委託について**

保有課(担当課)	保育園子ども園課
登録業務の名称	新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務
委託先	未定(公募型プロポーザル方式により選定予定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【利用者(児童)に係る情報項目】 氏名、性別、生年月日、健康状態、発育状況、保育状況、かかりつけ医療機関</p> <p>【利用者(保護者)に係る情報項目】 氏名、住所、続柄、自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号 勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号、就労状況、家庭状況、疾病内容、障害内容、居住状況、親族関係</p> <p>【利用者の同居家族に係る情報項目】 氏名、続柄、性別、就労状況</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	<p>本業務委託の対象地域は、待機児童数が多く保育施設の不足が深刻な状況であり、定員の拡充が喫急の課題となっている。</p> <p>そのため、平成27年2月19日に開催した「新宿区次世代育成支援推進本部による会議」で、早稲田南町第2アパート解体後の跡地を使用して、早稲田南町保育園の分園を設置するという方向性について了承された。このことを踏まえ、同跡地に早稲田南町保育園の分園を設置し、平成28年4月1日から、民間事業者への保育業務委託による運営を行うこととする。</p>
委託の内容	<p>次に掲げる区立保育園の運営業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施</li> <li>2 新宿区保育所条例第1条の2第1号に規定する延長保育の実施</li> <li>3 新宿区保育所条例第1条の2第2号に規定する一時保育の実施</li> </ol>
委託の開始時期及び期限	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の取り扱い方法の確認を行う。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</li> <li>2 提供された情報及び受託事業者が収集した情報は、施錠できるキャビネットに保管する。</li> <li>3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはパスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。</li> <li>4 紙及び電磁的媒体の授受は、引渡書、納品書により確認し、直接手渡しにより確実に行わせる。</li> <li>5 業務終了後、区が受託事業者へ提供した情報及び受託事業者が収集した情報を返却させる。パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

## (資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

**(業務に関する報告)**

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。